

令和4年度 佐世保市水道局事業概要



佐世保市水道局

令和4年度佐世保市水道局事業概要（目次）

頁

1 水道

1 1 事業沿革	1
1 2 令和4年度事業概況	3
1 3 令和4年度主な出来事	6
1 4 資料編	
1 4 1 事業部編	
1 4 1 1 水道	7
1 4 1 2 簡易水道	13
1 4 1 3 水質	16
1 4 2 経営管理部編	
1 4 2 1 料金	17
1 4 2 2 財政	18
1 4 3 水道事業業務実績	23

2 下水道

2 1 事業沿革	24
2 2 令和4年度事業概況	26
2 3 令和4年度主な出来事	28
2 4 資料編	
2 4 1 事業部編	
2 4 1 1 下水道	29
2 4 1 2 再生水	32
2 4 1 3 水質	34
2 4 2 経営管理部編	
2 4 2 1 使用料及び負担金	35
2 4 2 2 財政	37
2 4 3 下水道事業業務実績	41

3 機構

3 1 機構図	42
3 2 事務分掌	43

水道

1.1 事業沿革

1 佐世保市水道のあゆみ

① 水道の創設

本市の水道は、明治時代に誕生しました。当時は海軍鎮守府の設置にともない、人口が増加し防疫・防災のため水道水の必要性が大きく増加したことから、明治36年4月旧海軍水道の分与を受け、人力により水の配給を行ったことを始まりとし、明治40年9月に全国10番目の近代水道（鉄管による給水）として給水を開始しました。

② 水道運営の一本化

昭和25年に制定された旧軍港市転換法に基づき軍由来の水道施設が市へ移管される事となり、軍・市の各々が運営していた水道は、市の水道として一本化されました。

③ 事業経過

佐世保市では創設期から終戦までに1期～4期の拡張事業を行い、終戦後は5期から8期までの拡張事業を完成させ、現在は9期拡張事業を継続しているところです。

事業名	認可年月日	目標	事業概要
創 設	M38. 8. 11	M41. 3	施設拡張・配水管布設
第1期拡張	M41. 8. 29	M42. 3	〃
第2期拡張	M44. 5. 15	M44. 12	〃
第3期拡張	T12. 2. 5	T15. 3	〃
第4期拡張	S9. 3. 31	S15. 5	菰田ダム建設
第5期拡張	S26. 12. 16	S31. 3	川谷ダム建設
第6期拡帳	S33. 1. 21	S36. 3	高部地区給水
第7期拡張	S39. 12. 7	S46. 3	下の原ダム建設
第8期拡張	S45. 3. 31	S48. 3	川棚川取水
第8期（追加）	S47. 1. 10	S50. 3	俵ヶ浦半島給水
第9期拡張	S51. 1. 10	S60. 3	石木ダム建設
第9期（追加）	S54. 3. 22	S60. 3	浅子・高島地区給水
第9期（追加）	S56. 12. 24	S60. 3	針尾・江上地区給水
第9期（追加）	H3. 4. 9	H11. 3	中里北地区他給水
第9期（追加）	H8. 3. 29	H17. 3	上柚木地区給水
第9期（追加）	H12. 10. 25	H29. 3	下の原ダム再開発 上小舟・柚木地区給水
第9期（届出）	H17. 3. 18	H29. 3	新港地区給水
第9期（届出）	H17. 3. 18	H29. 3	吉井町水道事業譲受
第9期（届出）	H18. 3. 28	H29. 3	小佐々町水道事業譲受
第9期（届出）	H19. 3. 23	H29. 3	菰田地区給水
第9期（届出）	H22. 3. 26	H29. 3	江迎町水道事業譲受
第9期（届出）	H23. 1. 27	H29. 3	浄水方法の変更
第9期（追加）	H26. 5. 2	H36. 3	給水区域の拡張等
第9期（追加）	R2. 3. 30	R21. 3	給水区域の拡張、全部譲り受け等

1.1 事業沿革

④ 佐世保市水道ビジョン

本市水道事業のマスタープランとして「佐世保市水道ビジョン 2020」(2020・令和2年3月発行)を策定しました。

これは、国(厚生労働省)の新水道ビジョンとの整合をとり、全国的な課題を見据えながら、本市水道事業における課題も踏まえ、本市の「まちづくりの設計図」としての将来像を示した第7次総合計画を具現化するための本市水道事業の基本理念や基本方針、また、それに基づく取り組み内容や方策について示しています。

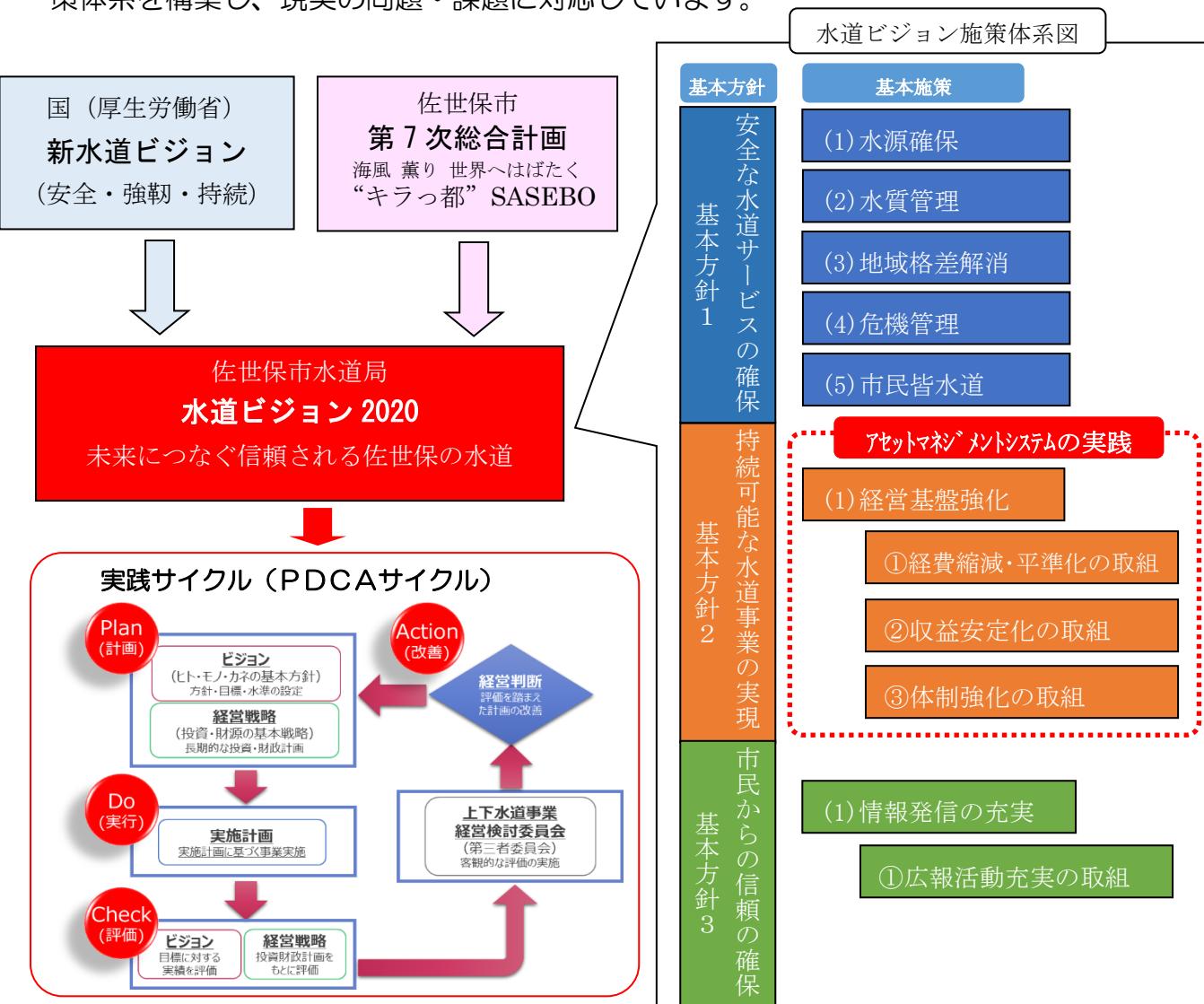
【基本理念】(目指す将来像)

未来につなぐ信頼される佐世保の水道

【基本方針】(基本理念に沿って事業を推進するための基本的な取組の方向性)

- ①安全な水道サービスの確保
- ②持続可能な水道事業の実現
- ③市民からの信頼の確保

佐世保市水道局では、上記を基本理念として掲げ、基本方針を基に優先度を明確にした施策体系を構築し、現実の問題・課題に対応しています。



1.2 令和4年度事業概況

本年度も、「安全で安心な水づくり」「快適で安定した水づくり」「環境に配慮した水づくり」の基本方針をふまえて、水道施設の維持管理・改良整備及び更新等を実施しました。

主な事業概況は次のとおりです。

1 紿水狀況

年間総配水量は、27,073,742 m³で、前年度 27,279,134 m³と比べ 205,392 m³ (0.8%) 減少しました。

また、有収水量については、24,020,158 m³で、前年度 24,201,155 m³と比べ 180,997 m³ (0.7%) 減少しました。

2 令和4年度主要事業

① 水道施設整備事業

管路の漏水防止対策のため配水管（花高4丁目配水管（その3）布設工事）等の老朽管（延長3,819m）を布設替えしました。また、水の安定供給のため、菰田導水管（西田橋）推進工事を行い、令和5年度も引き続き工事を実施しています。

(老朽化対策事業、水道施設再構築事業)



【花高4丁目配水管（その3）布設工事】



【菰田導水管（西田橋）推進工事】

老朽化した浄水場の設備更新や、ポンプ所の設備更新を行いました。（改良事業）



【歌ヶ浦浄水場設備機器更新工事】



【指方ポンプ所設備更新工事】

- ・宇久地区などにおいて老朽管（延長 471m）を布設替えしました。（簡易水道事業）

1.2 令和4年度事業概況

② 山の田水系水道施設統合更新事業

山の田浄水場と大野浄水場の統合事業に引き続き継続して実施する事業であり、老朽化に伴う基幹施設の「山の田配水池」、「大野配水池」、及び関連施設の統合更新と基幹管路の「配水本管（山の田浄水場から市役所付近）」の更新事業を実施しています。

【事業の概要】

項目	内容
事業名	山の田水系水道施設統合更新事業
事業方式	直営方式
設計期間	平成27年度 ・山の田配水池及び配水本管実施設計 ・地質調査・測量調査・試掘調査
建設期間	山の田第一配水池更新 平成28年度から平成29年度【完成】 山の田第二配水池、大野配水池、関連施設更新 令和4年度から令和8年度（予定） 配水本管更新 平成29年度から令和5年度（予定）
配水池	山の田配水池 6,750 m ³ ×2池 大野配水池 2,700 m ³ ×1池
関連施設	春日ポンプ所
配水本管	Φ400～Φ700 延長：約3,900m

【事業の特徴】

- 既存施設を供用しながら、段階的に配水池更新を実施
- 給水区域の見直しによる配水池容量の適正化
- 安全な水質の確保、耐震性、経済性等を考慮した配水池更新を実施
- 高い耐震性を有する管種での基幹管路更新

【令和4年度概況】

平成29年度からは配水本管更新工事の「シールド工区」着手し、令和3年度に完了しました。また令和3年度からは、「開削工区」の工事を開始しました。



【シールドマシン】



【配管が完了した坑内】

1.2 令和4年度事業概況

③南部地区系基幹管路整備事業

広田浄水場を起点とする配水本管の老朽化に伴う更新事業を、広田浄水場～大塔町にかけて実施します。また、災害時等のリスク軽減を図るため、相互融通が可能となる緊急時連絡管の整備を行います。

【事業の概要】

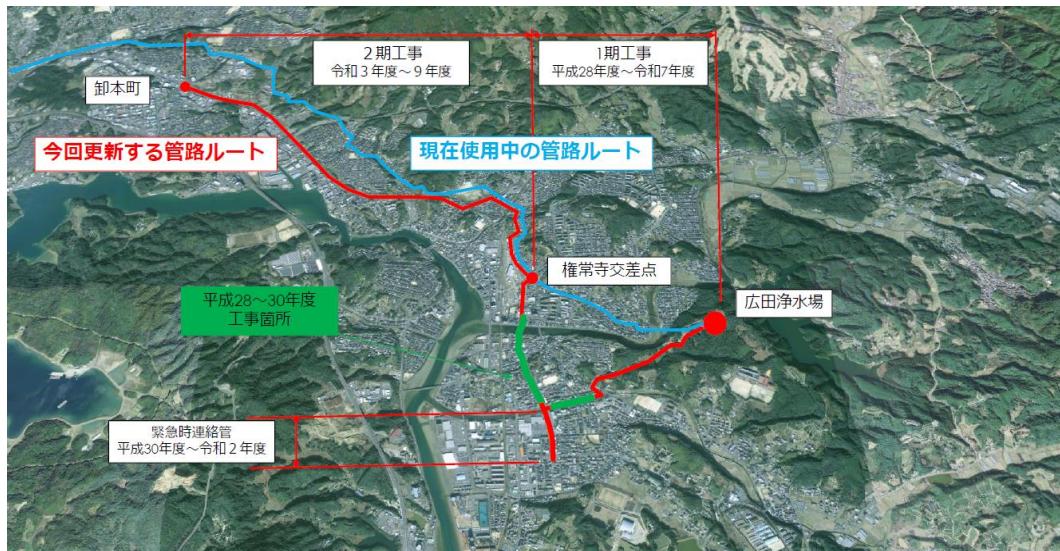
項目	内容
事業名	南部地区基幹管路整備事業
事業方式	直営方式
設計期間	平成27年度 ・実施計画策定
建設期間	1期工事：平成28年度から令和7年度（予定） 2期工事：令和3年度から令和9年度（予定） 緊急時連絡管：平成30年度から令和2年度（予定）
配水本管延長	1期工事：Φ1000 約1,400m ：Φ700 約1,000m 2期工事：Φ700 約4,000m 緊急時連絡管：Φ800 約400m

【事業の特徴】

- 基幹管路の布設にあたっては、開削工法、推進工法、シールド工法にて実施
- 同一路線に複数埋設してある管路を一本化（合成化）し、輻輳化を解消
- 高い耐震性を有する管種での基幹管路更新

【更新概要図】

- 基幹管路更新概要図



【令和4年度概況】

- 配水本管は、1期工事のうち金田川沿いの布設を完了しました。令和3年度は、広田浄水場へ向かう路線の推進工事を開始し、令和4年度以降も引き続き工事を実施します。

1.2 令和4年度事業概況

④ 第9期拡張事業

石木ダム建設関連事業として、県が事業主体として行うダム本体工事及び付替県道工事等の一部を負担しました。

3 経営状況

事業収益は6,248,051 千円で、前年度6,217,125 千円に比べ30,926 千円(0.5%) 増加しました。これは、給水収益が 16,793 千円 (0.3%) 減少したものの、配水管破裂事故に伴う保険金収入などにより雑収益が 63,801 千円 (68.0%) 増加したことなどによるものです。

一方、事業費用は 5,833,091 千円で、前年度 5,713,270 千円に比べ 119,821 千円 (2.1%) 増加しました。これは、施設の更新に伴う資産減耗費が 36,435 千円 (51.9%) 減少したものの、配水管破裂事故に伴う補償金の増加などにより、配給水費が 91,587 千円 (7.1%) 増加したこと、減価償却費が 44,941 千円 (2.1%) 増加したことなどによるものです。

以上の結果、令和 4 年度は 414,960 千円の純利益となりました。

1.3 令和4年度主な出来事

水を大切にする日（9月6日）にあわせ、「水を大切にする日 2022～石木ダム建設促進大会～」を9月11日に開催しました。



資料編



1.4.1.1 資料編(事業部編・水道)



1 取水施設

① 認可施設

地 区	名 称	水源・水系名河川名等	種別	取水能力(許可取水量等)	
				m ³ /s	m ³ /d
佐世保	山の田	佐世保川水系 佐世保川	表流水(ダム)	0. 073	6, 300
	転石	相浦川水系 久保仁田川	表流水(ダム)	0. 031	2, 700
	菰田	相浦川水系 小川内川	表流水(ダム)	0. 146	12, 600
	相当	相浦川水系 牟田川	表流水(ダム)	0. 066	5, 700
	川谷	相浦川水系 相浦川	表流水(ダム)	0. 154	13, 300
	相浦川	相浦川水系 相浦川	表 流 水	0. 052	4, 500
	下の原	小森川水系 鷺の巣川	表流水(ダム)	0. 171	14, 800
	川棚	川棚川水系 川棚川	表 流 水	0. 173	15, 000
	小森川	小森川水系 小森川	表 流 水	0. 024	2, 100
小 計				0. 890	77, 000

吉井	御 橋	佐々川御橋水源	表 流 水	0. 0167	1, 440
	踊瀬	踊瀬ダム 吉元川	表 流 水	0. 0139	1, 200
	小 計			0. 0306	2, 640

小佐々	つづら	小佐々川水系 つづら川	表 流 水	0. 0286	2, 470
	鎌投	鎌投溜池	表 流 水	0. 0104	900
	平原	平原・深井戸	地 下 水	0. 0017	150
	田原	田原・深井戸	地 下 水	0. 0041	350
	楠泊	祝ヶ浦・大野川・楠泊貯水池	表 流 水	0. 0056	480
	小 計			0. 0504	4, 350

江迎	潜竜	第2水源 江迎川	表 流 水	0. 0081	700
		第3水源 潜竜浄水場内	地 下 水	0. 0068	590
	猪調	第4水源 深井戸	地 下 水	0. 0017	150
	中尾	第1水源 嘉例川	表 流 水	0. 0115	990
	田ノ元	地すべり集水	湧 水	0. 0076	660
	小 計			0. 0357	3, 090

合 計	1. 0072	87, 080
-----	---------	---------



1.4.1.1 資料編(事業部編・水道)



② 認可外施設

区分	名称	水源・水系名河川名等	種別	施設能力 m ³ /日	備考
暫定	川棚(暫定豊水)	川棚川水系 川棚川	表流水	5,000	暫定豊水水利

※暫定豊水水利：石木ダムが完成するまでの間、河川水が豊かな場合に限り暫定的に取水することができる水利権。

予備	四条橋	相浦川水系 相浦川	表流水	18,000	慣行水利
	三本木	相浦川水系 相浦川	表流水	4,500	慣行水利
	岡本	湧水	湧水	1,000	

※慣行水利：河川法第87条に基づく水利権

岡本貯水池

岡本貯水池は日清戦争後、旧海軍によって農業用のため池を改造してつくられました。第2貯水池は、当時では珍しい円形の貯水池であり、海軍が高度な技術を擁していたことを窺い知ることができる大変貴重な施設です。現在は白仁田簡易水道、十文野専用水道、野中専用水道の水源となっているほか、佐世保市の水道水にも使用しています。



岡本水源地全景



第1貯水池取水塔



第2貯水池



第2貯水池建設の様子（明治33年ごろ）



1.4.1.1 資料編(事業部編・水道)



2 貯水施設

豊水時の水を貯留し、降水量の変動を吸収して、取水の安定を図る水道施設です。

地区	名称	外観	施設能力等	地区	名称	外観	施設能力等
佐世保 北部	山の田		有効貯水量 551,000 m³ 許可取水量 0.073 m³/s (6,300 m³/日)	佐世保 南部	下の原		有効貯水量 2,182,000 m³ 許可取水量 0.171 m³/s (14,800 m³/日)
	転石		有効貯水量 233,000 m³ 許可取水量 0.031 m³/s (2,700 m³/日)				有効貯水量 48,000 m³ 許可取水量 0.0139 m³/s (1,200 m³/日)
	菰田		有効貯水量 1,462,000 m³ 許可取水量 0.146 m³/s (12,600 m³/日)	つづら 小佐々	楠泊		有効貯水量 86,000 m³ 許可取水量 0.0286 m³/s (2,470 m³/日)
	相当		有効貯水量 400,000 m³ 許可取水量 0.066 m³/s (5,700 m³/日)				有効貯水量 7,000 m³ 計画取水量 0.0056 m³/s (480 m³/日)
	川谷		有効貯水量 1,610,000 m³ ※1 許可取水量 0.154 m³/s (13,300 m³/日)				

※1川谷ダムは5月1日～9月30日の洪水警戒時の間、貯水容量 1,350,000 m³となります。

1.4.1.1 資料編(事業部編・水道)

3 導水施設(導水管)

取水施設を経た水を浄水場まで導く施設です。

(単位: m)

管轄	口径	φ50	φ65	φ75	φ100	φ125	φ150	φ200	φ250	φ300
佐世保地区		0	0	0	310	0	2,044	2,231	0	8,340
吉井地区		0	0	0	380	270	0	114	222	0
小佐々地区		159	0	3,614	998	0	2,229	2,316	296	104
江迎地区		0	0	2,097	119	0	0	492	0	0

管轄	口径	φ350	φ400	φ450	φ500	φ600	φ700	φ800	合計
佐世保地区		7,810	850	9,573	19,629	6,366	3,451	1,039	61,643
吉井地区		0	0	0	0	0	0	0	986
小佐々地区		0	0	0	0	0	0	0	9,716
江迎地区		0	0	0	0	0	0	0	2,708

4 净水施設

水源から送られた原水を飲用に適するよう処理する施設です。

地区	名称	外観	ろ過方式	地区	名称	外観	ろ過方式
佐世保 北部	山の田		膜ろ過 公称能力 50,600 m³/日	吉 井	御橋		急速 公称能力 1,440 m³/日
	柚木		急速 公称能力 14,000 m³/日		踊瀬		緩速 公称能力 1,200 m³/日
佐世保 南部	広田		急速 公称能力 36,000 m³/日				

1.4.1.1 資料編(事業部編・水道)

地区	名称	外観	ろ過方式	地区	名称	外観	ろ過方式
小佐々	田原		急速 公称能力 3,520 m³/日	江迎	江迎		急速 公称能力 900 m³/日
	楠泊		緩速 公称能力 480 m³/日		潜竜		緩速 公称能力 2,100 m³/日

5 送・配水施設

各浄水施設において飲用に適するように作られた浄水を使用者の皆様へお送りする施設です。

① 送水管路

(単位: m)

口径 管轄	φ50	φ75	φ100	φ125	φ150	φ200	φ250	φ300
佐世保地区	12,711	26,380	9,691	0	20,150	6,122	9,320	6,607
吉井地区	5,792	5,267	3,785	0	1,310	274	0	0
小佐々地区	4,639	648	2,085	512	388	5,202	808	0
江迎地区	3,635	6,021	378	0	350	40	0	0

口径 管轄	φ350	φ400	φ450	φ500	φ600	φ700	φ800	合計
佐世保地区	8,773	31	305	82	28	0	0	100,200
吉井地区	0	0	0	0	0	0	0	16,428
小佐々地区	0	0	0	0	0	0	0	14,282
江迎地区	0	0	0	0	0	0	0	10,424



1.4.1.1 資料編(事業部編・水道)



② 配水管路

(単位:m)

口径 管轄	$\phi 50$	$\phi 75$	$\phi 100$	$\phi 125$	$\phi 150$	$\phi 200$	$\phi 250$	$\phi 300$	$\phi 350$
佐世保地区	257,082	120,069	216,519	0	259,002	85,745	55,189	21,958	29,420
吉井地区	19,869	29,903	9,256	0	6,144	2,659	644	0	219
小佐々地区	11,033	23,435	13,070	6	8,991	4,762	505	0	0
江迎地区	16,082	26,260	18,241	0	15,036	2,317	0	0	0

口径 管轄	$\phi 400$	$\phi 450$	$\phi 500$	$\phi 600$	$\phi 700$	$\phi 800$	$\phi 1,000$	合計
佐世保地区	13,063	11,460	8,206	8,584	9,326	7,893	655	1,104,171
吉井地区	0	0	0	0	0	0	0	68,693
小佐々地区	0	0	0	0	0	0	0	61,802
江迎地区	0	0	0	0	0	0	0	77,935

③ 送・配水施設

地 区	ポンプ所箇所数	配水池箇所数
佐世保地区	87 箇所	140 箇所
吉井地区	17 箇所	13 箇所
小佐々地区	19 箇所	16 箇所
江迎地区	12 箇所	13 箇所



1.4.1.2 資料編(事業部編・簡易水道)



本市は、山からすぐ海に臨んでおり、平坦地に乏しく、地形的に給水条件の困難箇所があります。

したがって、給水困難な農山村については簡易水道事業及び飲料水供給施設事業により水道水の供給が行われています。

1 簡易水道事業

本市は、下記の地区を簡易水道事業として運営しています。

① 佐世保地区

No	名称	一日最大給水量	No	名称	一日最大給水量
		実績 (R4年度)			実績 (R4年度)
1	黒島本村地区簡易水道	32m ³	4	上木場簡易水道	71m ³
2	田代簡易水道	25m ³	5	平松簡易水道	169m ³
3	赤木簡易水道	57m ³	6	下宇戸・川谷地区簡易水道	38m ³

② 世知原地区

No	名称	一日最大給水量
		実績(R4年度)
1	世知原地区簡易水道	1,472m ³
2	上野原地区簡易水道	101m ³

③ 宇久地区

No	名称	一日最大給水量
		実績(R4年度)
1	平地区簡易水道	879 m ³
2	神浦地区簡易水道	464 m ³
3	北部地区簡易水道	256 m ³

④ 小佐々地区

No	名称	一日最大給水量
		実績(R4年度)
1	矢岳地区簡易水道	195m ³

⑤ 鹿町地区

No	名称	一日最大給水量
		実績(R4年度)
1	鹿町北部地区簡易水道	1,393m ³
2	船ノ村地区簡易水道	118m ³
3	歌ヶ浦地区簡易水道	690m ³
4	神林地区簡易水道	291m ³



1.4.1.2 資料編(事業部編・簡易水道)



管路延長及び送・配水施設は次のとおりです。

No	地 区	簡易水道延長	ポンプ所箇所数	配水池箇所数
1	佐世保地区	61,291m	7 箇所	17 箇所
2	世知原地区	89,849m	25 箇所	19 箇所
3	宇久地区	79,441m	12 箇所	14 箇所
4	小佐々地区	6,002m	0 箇所	1 箇所
5	鹿町地区	90,553m	19 箇所	17 箇所

2 飲料水供給施設事業

本市は、下記の地区を飲料水供給施設事業として運営しています。

No	名称	一日最大給水量
		実績(R4年度)
1	上開作飲料水供給施設	42m ³
2	下開作飲料水供給施設	31m ³

【用語説明】

本資料中（水道）の用語の意味を記載しております。

用語	内 容
人 口	佐世保市内の住民基本台帳の人口。
給 水 人 口	給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口をいう。 ただし、給水区域外からの通勤者や観光客は給水人口に含まれない。
普 及 率	人口に対する給水人口の割合。 普及率=給水人口÷給水区域内人口
給 水 戸 数	給水契約の対象となっている戸数。
総 給 水 量	給水区域に対して給水した実績水量をいう。
有 収 水 量	料金徴収の基礎となった水量。
一 日 平 均 給 水 量	総給水量を365日（うるう年は366日）で除したもの。
有 収 率	総給水量に対する有収水量の割合。 有収率=有収水量÷総給水量
配 水 管	配水本管と配水支管からなる。配水本管は、配水支管へ浄水を輸送する役割をもち、配水支管は、本管から受けた浄水を給水管に分岐する役割をもつ。
職 員 数	水道事業に係る職員の数をいう。
供 給 単 価	有収水量1m ³ あたりの収益（収入）をいう。
給 水 原 価	有収水量1m ³ あたりの費用（支出）をいう。
有 効 無 収 水 量	使用上無効と見られる水量のこと。無収水量ともいう。
有 効 水 量	総給水量のうち、漏水等を除いて有効に利用された水量。
有 効 率	総給水量に対する有効水量の割合。 有効率=有効水量÷総給水量
漏 水 量	配水本支管及び水道メーター上流の給水管から漏れている水のこと。

簡易水道事業	計画給水人口が5,000人以下である水道によって水を供給する水道事業をいう。 (水道法3条3項)
飲料水供給施設	給水人口が100人以下の地域において、人の飲用に供する水を供給する施設等の総体をいう。計画給水人口が100人以下であるため、水道法に基づく水道事業には該当しない。主に他の水道給水区域と離れているなど、他の水道に接続していないため、その区域のみに水道を供給する必要がある場合に設置される。

参考文献 日本水道協会編「水道用語辞典 第二版」



1.4.1.3 資料編(事業部編・水質)



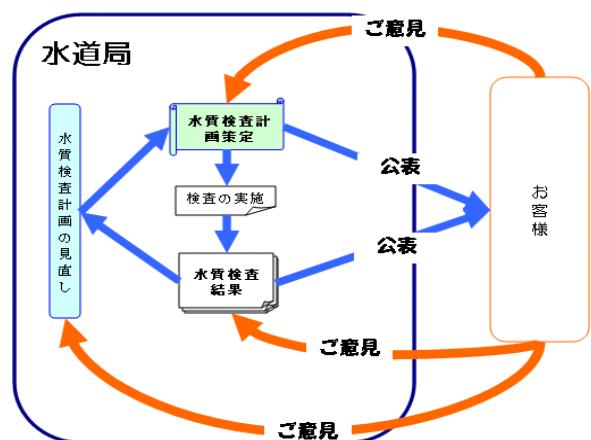
水道によって供給される水が備えなければならない水質上の要件は、水道法第4条に「水質基準」として規定されており、水道水の水質は、水質基準を満たしていなければなりません。水道局では、皆さんに安全な水道水を提供するため年度毎に水質検査計画を策定し、計画に基づいた様々な検査を行っています。

1 水質検査の基本方針

- ① 水質検査は、浄水場の系統を代表する給水栓(蛇口)、浄水場に入ってくる貯水池・河川水などの原水で行っています。
- ② 水質検査は、水道法で義務づけられている項目(51項目)および水質管理上必要と判断される項目について行っています。
- ③ 検査頻度は、水源の種類、検査項目のこれまでの状況などを考慮して定めています。
- ④ 佐世保地区・吉井地区・小佐々地区・江迎地区・鹿町地区・簡易水道の一部(白仁田、黒島)については、検査機器の整備上、自己検査(27項目)と検査機関委託(厚生労働大臣の登録を受けた検査機関)(24項目)に分けて行っています。世知原地区・宇久地区、簡易水道(8か所)については全項目を検査機関に委託し、水道水の安全性の確保に努めています。

2 水質検査計画について

水質検査の採水地点、検査項目、検査頻度についてまとめたものが水質検査計画であり、毎年度策定を行っています。策定の際には、パブリックコメントを実施し、市民の皆さんから広くご意見を募集しています。



3 令和4年度の水質検査結果について

令和4年度に行った詳細な水質検査結果については、佐世保市水道局ホームページで公表しています。
※水質検査結果のホームページアドレスは以下のとおりです。

<https://www.city.sasebo.lg.jp/suidokyoku/jigyo/toke/suishitsukensa/suido/kekka/index.html>

4 水道水の安全対策について

水道水は、原水の水質状況に応じて水道システムを構築し、法令で定められた基準等を順守することによって、その安全性が確保されています。佐世保市では「佐世保市水安全計画」に基づき、水源から給水栓に至る水道システムに存在する危害(リスク)を抽出し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水の供給を確実にするシステムの構築に努めています。



1.4.2.1 資料編(経営管理部編・料金)



1 水道料金表（2か月料金）

※下記料金表により算出した額に別途消費税等を加算

用途別	基本料金		超過料金(1 m ³ につき)	
	基本水量	金額	水量	金額
一般	20 m ³ まで	2,968 円	20 m ³ を超えて 40 m ³ まで	233 円
	ただし、 使用水量が 10 m ³ 以下の場合は、 1,728 円となります。		40 m ³ を超えて 100 m ³ まで	253 円
			100 m ³ を超えて 200 m ³ まで	273 円
			200 m ³ を超えて 400 m ³ まで	302 円
			400 m ³ を超えて 1,000 m ³ まで	305 円
			1,000 m ³ を超えて 2,000 m ³ まで	309 円
			2,000 m ³ を超えるもの	312 円
公衆浴場	200 m ³ まで	7,846 円	200 m ³ を超えるもの	60 円
私設消火栓	演習 1 回 (10 分間以内)につき	2,935 円		

算出方法（例）2か月で 50 m³ 使用した場合（消費税込み）

$$(\underline{2,968 \text{ 円}} + \underline{(20 \text{ m}^3 \times 233 \text{ 円})} + \underline{(10 \text{ m}^3 \times 253 \text{ 円}}) \times 1.1 = 11,173 \text{ 円}$$

(20 m³までの基本料金) (超過料金) (消費税の加算)

2 水道料金収入状況（税抜き）

（単位：円）

区分	令和 2 年度決算	令和 3 年度決算	令和 4 年度決算
一般	5,396,215,545	5,403,073,468	5,386,294,284
公衆浴場	326,796	309,456	296,016
私設消火栓	5,870	5,870	5,870
合計	5,396,548,211	5,403,388,794	5,386,596,170



1.4.2.2 資料編(経営管理部編・財政)



佐世保市水道事業損益計算書（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

当年度事業の経営成績を表したもののが損益計算書です。経営成績とは、結果として一年間にどのくらい利益を出したのか、損失が生じたのかを表現しています。

水道事業収益（営業収益+営業外収益+特別利益）－水道事業費用（営業費用+営業外費用+特別損失）
=利益（黒字）または 損失（赤字）

1 営業収益	円	円	円
(1) 納水収益	5,386,596,170		
(2) 加入金	38,640,000		
(3) 受託工事収益	1,057,804		
(4) その他営業収益	68,945,989	5,495,239,963	
2 営業費用	円	円	円
(1) 原水費	279,513,891		
(2) 净水費	799,677,514		
(3) 配給水費	1,389,389,556		
(4) 受託工事費	1,057,804		
(5) 業務費	377,057,357		
(6) 総係費	348,253,246		
(7) 減価償却費	2,155,576,783		
(8) 資産減耗費	33,782,394	5,384,308,545	
営業利益			110,931,418
3 営業外収益	円	円	円
(1) 受取利息及び配当金	36,810		
(2) 他会計補助金	31,070,111		
(3) 長期前受金戻入	553,888,793		
(4) 雜収益	157,683,988	742,679,702	
4 営業外費用	円	円	円
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	368,532,276		
(2) 雜支出	79,772,598	448,304,874	294,374,828
経常利益			405,306,246
5 特別利益	円	円	円
(1) 固定資産売却益	19,800		
(2) 過年度損益修正益	15,552		
(3) その他特別利益	10,096,382	10,131,734	



1.4.2.2 資料編(経営管理部編・財政)



6 特別損失	円	円	円
(1) 固定資産売却損	19,250		
(2) 過年度損益修正損	458,368	477,618	9,654,116
当年度純利益			414,960,362
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			503,855,226
当年度未処分利益剰余金			918,815,588



1.4.2.2 資料編(経営管理部編・財政)



佐世保市水道事業損益計算書（令和2年度～令和4年度）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	金額（円）	構成比率（%）	金額（円）	構成比率（%）	金額（円）	構成比率（%）
水道事業収益	6,223,421,662	100.0	6,217,124,689	100.0	6,248,051,399	100.0
営業収益	5,513,121,312	88.6	5,530,720,236	89.0	5,495,239,963	88.0
給水収益	5,396,548,211	86.7	5,403,388,794	87.0	5,386,596,170	86.2
加入金	35,410,000	0.6	47,020,000	0.7	38,640,000	0.6
受託工事収益	1,771,400	0.0	1,467,491	0.0	1,057,804	0.1
その他営業収益	79,391,701	1.3	78,843,951	1.3	68,945,989	1.1
営業外収益	705,807,861	11.3	677,471,232	10.9	742,679,702	11.9
受取利息及び配当金	9,904	0.0	7,106	0.1	36,810	0.0
他会計補助金	45,787,634	0.7	43,946,904	0.7	31,070,111	0.5
国庫補助金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
長期前受金戻入	554,161,819	8.9	539,634,552	8.6	553,888,793	8.9
雑収益	105,848,504	1.7	93,882,670	1.5	157,683,988	2.5
特別利益	4,492,489	0.1	8,933,221	0.1	10,131,734	0.1
水道事業費用	5,703,747,726	100.0	5,713,269,463	100.0	5,833,091,037	100.0
営業費用	5,189,320,614	91.0	5,238,453,282	91.7	5,384,308,545	92.3
原水費	248,066,553	4.4	239,884,222	4.0	279,513,891	4.8
浄水費	749,287,025	13.1	789,381,994	15.0	799,677,514	13.7
配給水費	1,305,138,554	22.9	1,297,802,928	22.7	1,389,389,556	23.8
受託工事費	1,771,400	0.0	1,467,491	0.0	1,057,804	0.0
業務費	366,166,981	6.4	372,297,927	6.3	377,057,357	6.4
総係費	353,955,542	6.2	356,766,363	6.0	348,253,246	6.0
減価償却費	2,124,984,346	37.3	2,110,636,133	36.7	2,155,576,783	37.0
資産減耗費	39,950,213	0.7	70,216,224	1.0	33,782,394	0.6
営業外費用	513,941,130	9.0	473,082,367	8.3	448,304,874	7.7
支払利息及び企業債取扱諸費	432,637,866	7.6	399,027,241	7.0	368,532,276	6.3
雑支出	81,303,264	1.4	74,055,126	1.3	79,772,598	1.4
特別損失	485,982	0.0	1,733,814	0.0	477,618	0.0
当年度純利益（△純損失）	519,637,936		503,855,226		414,960,362	



1.4.2.2 資料編(経営管理部編・財政)



佐世保市水道事業貸借対照表（令和5年3月31日）

事業の財政状態（資金の外部調達（負債・資本）と、調達した資金の投資・運用状況（資産））を表す表です。

資 産 の 部		
1 固定資産	円	円
(1) 有形固定資産	68,230,121,991	
(2) 無形固定資産	311,225,482	
(3) 投資その他の資産	267,000,000	
固定資産合計		68,808,347,473
2 流動資産	円	円
(1) 現金預金	4,723,716,327	
(2) 未収金	693,260,778	
(3) 貯蔵品	31,981,377	
流動資産合計		5,448,958,482
資産合計 (1 + 2)		74,257,305,955
負 債 の 部		
3 固定負債	円	円
(1) 企業債	26,356,600,980	
(2) 他会計借入金	40,000,000	
(3) 引当金	773,279,045	
固定負債合計		27,169,880,025
4 流動負債	円	円
(1) 企業債	1,646,751,903	
(2) 他会計借入金	40,000,000	
(3) 未払金	1,239,539,696	
(4) 引当金	233,212,351	
(5) その他流動負債	24,484,063	
流動負債合計		3,183,988,013
5 繰延収益	円	円
(1) 長期前受金	28,656,233,075	
収益化累計額	△14,136,561,416	
繰延収益合計		14,519,671,659
負債合計 (3 + 4 + 5)		44,873,539,697



1.4.2.2 資料編(経営管理部編・財政)



資 本 の 部		
6 資本金	円	円
(1) 資本金	26,413,720,513	
資本金合計		26,413,720,513
7 剰余金	円	円
(1) 資本剰余金	2,051,230,157	
(2) 利益剰余金	918,815,588	
剰余金合計		2,970,045,745
資本合計 (6 + 7)		29,383,766,258
負債資本合計 (3 + 4 + 5 + 6 + 7)		74,257,305,955

資産合計 (74,257,305,955) = 負債資本合計 (74,257,305,955) となることからバランスシートといいます。



1.4.3 水道事業業務実績



1 水道事業業務実績

項目	年度	R 2	R 3	R 4
人 口 (人)		243,997	240,871	237,686
給 水 人 口 (人)		240,087	237,123	233,828
普 及 率 (%)		98.4	98.4	98.4
給 水 戸 数 (戸)		119,339	118,971	118,671
総 給 水 量 (m³)		27,640,446	27,279,134	27,073,742
有 収 水 量 (m³)		24,275,813 24,275,068	24,201,155 24,200,392	24,020,158 24,019,279
(一 般 家 庭 用) (m³)		17,624,301	17,385,409	17,073,894
(官 公 署 用) (m³)		1,992,857	2,034,148	2,013,086
(学 校 用) (m³)		522,448	541,971	512,089
(病 院 用) (m³)		640,741	634,189	621,390
(事 務 所 用) (m³)		337,625	332,142	319,347
(営 業 用) (m³)		2,130,613	2,197,077	2,376,947
(工 場 用) (m³)		1,002,549	1,048,114	1,077,232
(そ の 他) (m³)		23,934	27,342	25,294
一 日 最 大 給 水 量 (m³)		82,182	80,542	90,492
一 日 平 均 給 水 量 (m³)		75,727	74,737	74,175
有 収 率 (%)		87.8	88.7	88.7
配 水 管 延 長 (m)		2,013,480	2,023,416	2,025,986
職 員 数 (人)		173	173	171
供 給 単 価 (円)		222.31	223.28	224.26
給 水 原 価 (円)		212.04	213.65	219.73

※有収水量については、上段は「水道料金の対象となった水量+消防用水量」、下段は「水道料金の対象となった水量」を記載している。

2 配水状況

項目	年度	R 2	R 3	R 4
配 水 量 (千m³)		27,640	27,279	27,074
年 間 有 効 水 量	有 収 水 量 (千m³)	24,276	24,201	24,020
	%	87.8	88.7	88.7
	有 効 無 収 水 量 (千m³)	813	869	787
	%	2.9	3.2	2.9
有 効 率 (%)		90.8	91.9	91.6
無効 漏 水 量 等 (千m³)		2,552	2,209	2,267
	%	9.2	8.1	8.4

下水道

2.1 事業沿革

1 佐世保市下水道のあゆみ

① 下水道の創設

本市の下水道事業は、汚水と雨水を分離する分流式の公共下水道として、昭和24年度に認可を受け事業に着手し、昭和36年9月に供用を開始しました。

② 事業経過

本市の公共下水道は、地勢の関係から市の中心部並びに日宇、早岐地区等を含む中部処理区、ハウステンボスを主体とした針尾処理区、相浦川流域を主体とした西部処理区、江迎川流域を主体とした江迎処理区の4処理区とし、処理区毎に下水処理場を配置しています。

現在は、主に中部処理区や西部処理区内の整備を進めています。

処理区名	年 月	事業計画変更の概要	事業計画面積 (ha)
中部処理区	昭和 24 年 7 月	下水道法の事業認可	614
	昭和 36 年 9 月	供用開始（中部下水処理場）	614
	昭和 38 年 5 月	区域面積を追加	667
	昭和 46 年 12 月	春日、赤崎、金比良、立神、前畠処理分区を追加	1,273
	昭和 57 年 10 月	鹿子前処理分区を追加	1,374
	昭和 61 年 3 月	天神、東浜、大和、日宇処理分区を追加	1,988
	平成 3 年 10 月	大塔、早岐、広田処理分区を追加	2,862
	平成 10 年 3 月	船越処理分区を追加	2,989
	平成 13 年 8 月	区域面積を追加	3,016
	平成 19 年 9 月	有福処理分区を追加	3,078

針尾処理区	昭和 49 年 12 月	下水道法の事業認可	175
	平成元年 5 月	米軍住宅の面積を削除	150
	平成 4 年 3 月	供用開始（針尾下水処理場）	150

西部処理区	平成 13 年 8 月	下水道法の事業認可	445
	平成 22 年 4 月	供用開始（西部下水処理場）	445
	平成 26 年 2 月	区域面積を追加	471
	平成 30 年 9 月	吉岡・中里、皆瀬、瀬戸越（一部）処理分区を追加	825

江迎処理区	平成 9 年 8 月	下水道法の事業認可	63
	平成 15 年 2 月	区域面積を追加	104
	平成 16 年 3 月	供用開始（江迎浄化センター）	104
	平成 18 年 9 月	区域面積を追加	157
	平成 26 年 2 月	区域面積を追加	158

2.1 事業沿革

③ 佐世保市上下水道ビジョン

本市下水道事業のマスタープランとなる「佐世保市下水道ビジョン2020」(2020・令和2年3月発行)を策定しました。

これは、国(国土交通省)が新下水道ビジョンで示している方向性も踏まえつつ、長期的な視点に立った本市下水道事業の基本理念や基本方針、また、それに基づく取り組み内容や方策について示しています。

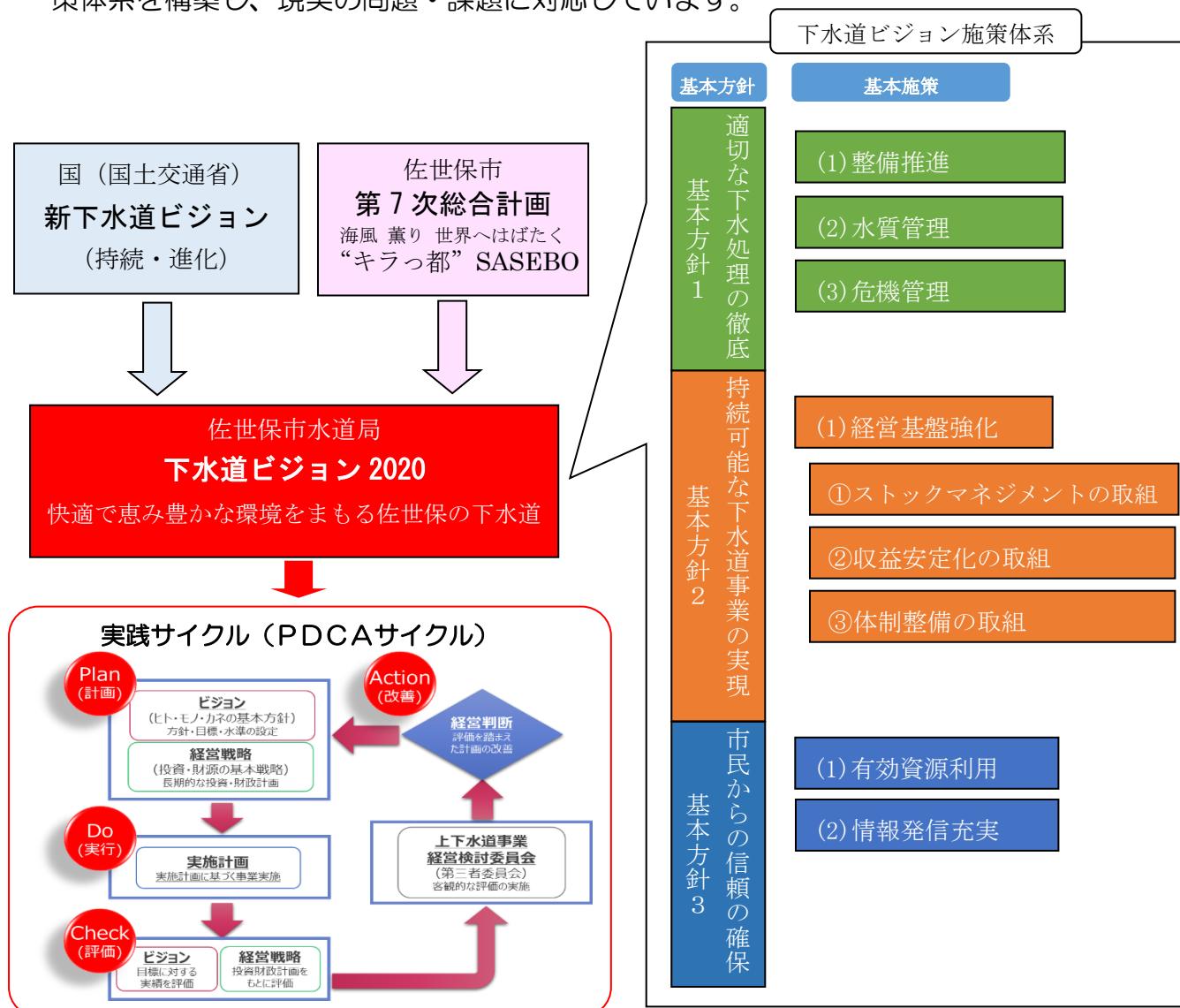
【基本理念】(目指す将来像)

快適で恵み豊かな環境をまもる佐世保の下水道

【基本方針】(基本理念に沿って事業を推進するための基本的な取組の方向性)

- ①適切な下水処理の徹底
- ②持続可能な下水道事業の実現
- ③市民からの信頼の確保

佐世保市水道局では、上記を基本理念として掲げ、基本方針を基に優先度を明確にした施策体系を構築し、現実の問題・課題に対応しています。



2.2 令和4年度事業概況

本年度も、「暮らしを支え、快適な環境をつくる下水道」「環境に配慮した下水道」の基本方針をふまえて、下水道の普及拡大及び老朽化施設の改築・更新等を実施しました。主な事業概況は次のとおりです。

1 排水状況

有収排水量は、14,013,355 m³で、前年度 14,021,228 m³と比べ 7,873 m³ (0.06%) 減少しました。

2 下水道普及促進

次のとおり各処理区において管渠を布設しました。

① 補助事業

- ・中部処理区 延長 1,554m
- ・西部処理区 延長 3,571m

② 単独事業

- ・中部処理区 延長 2,761m
- ・西部処理区 延長 1,076m
- ・江迎処理区 延長 9m



【開削工法による工事】



【推進工法による工事】

2.2 令和4年度事業概況

③ 汚水流入量の増加への対応

西部下水処理場において、2系水処理設備の増設が完了しました。



【2系水処理設備】

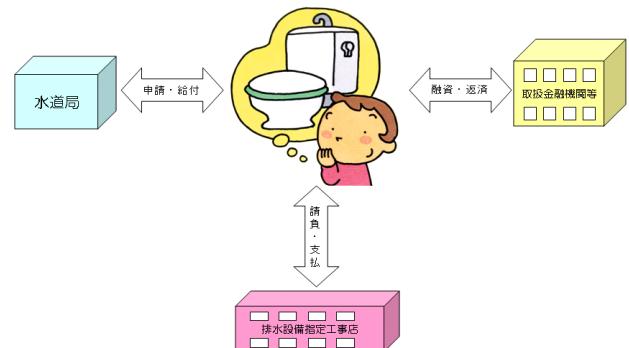
3 水洗便所改造等融資資金利子補給制度

平成22年度から、水洗便所改造等に係る融資資金の利子補給制度を実施しております。

【水洗便所改造等融資資金にかかる利子補給制度概要・イメージ図】

水洗便所改造等融資資金にかかる利子補給制度
(H22.4.1以降)

公共下水道の処理区域内において、既設の便所を水洗便所に改造するための費用を水道局の取扱金融機関等から融資を受け、その融資金を完済した場合、支払利息を補給する制度です。



2.2 令和4年度事業概況

4 経営状況

事業収益は4,784,376 千円で前年度4,852,844 千円に比べ68,468千円(1.4%)減少しました。

これは、下水道使用料が 10,257 千円 (0.5%) 増加したものの、長期前受金戻入が 60,833 千円 (5.2%)、他会計補助金が 32,247 千円 (2.3%) 減少したことなどによるものです。

一方、事業費用は、4,677,028 千円で前年度 4,706,517 千円に比べ 29,489 千円 (0.6%) 減少しました。

これは、下水処理場等の維持管理業務委託の増などにより、ポンプ場費が 26,115 千円 (22.5%)、処理場費が 60,126 千円 (7.4%) 及び施設整備の拡大に伴い減価償却費が 40,052 千円 (1.6%) 増加したものの、資産減耗費が 135,622 千円 (92.9%)、支払利息及び企業債取扱諸費が 20,999 千円 (4.8%) 減少したことなどによるものです。

以上の結果、令和 4 年度は 107,348 千円の純利益となりました。

2.3 令和4年度主な出来事

9月	<p>1日～10日 下水道週間</p> <p>下水道普及促進のため広報活動を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none">・下水道普及促進啓発のぼりの掲示・下水道普及促進啓発横断幕の歩道橋への掲示・広報車両による下水道普及促進・パネル展示（9/1～9/10） <p>○排水設備普及促進功労表彰式を行いました。 (表彰対象業者)</p> <ul style="list-style-type: none">・(有)久野工務店	
----	---	--

資料編

2.4.1.1 資料編(事業部編・下水道)

1 下水処理場

佐世保市には4つの下水処理場があります。下水処理場は、汚水を処理し、河川、海（公共の水域又は海域）へ放流するための施設です。

名称	外観	処理能力	名称	外観	処理能力
中部下水処理場		65,400 m³/日 (事業計画数値)	針尾下水処理場		3,400 m³/日 (事業計画数値)
江迎浄化センター		1,200 m³/日 (現有能力数値)	西部下水処理場		10,400 m³/日 (現有能力数値)

2 中継ポンプ場

中継ポンプ場は下水をポンプ設備で圧送する施設です。ポンプ設備以外にも、ゴミを取り除く設備や臭気を除去する設備などを有しています。

名称	外観	送水能力	名称	外観	送水能力
平瀬ポンプ場 (中部処理区)		54,720 m³/日	大塔ポンプ場 (中部処理区)		13,133 m³/日
天神ポンプ場 (中部処理区)		3,888 m³/日	船越ポンプ場 (中部処理区)		3,283 m³/日
鹿子前ポンプ場 (中部処理区)		3,744 m³/日	立神ポンプ場 (中部処理区)		4,864 m³/日
長坂汚水中継ポンプ場 (江迎処理区)		1,872 m³/日	北平汚水中継ポンプ場 (江迎処理区)		1,440 m³/日

2.4.1.1 資料編(事業部編・下水道)

2 中継ポンプ場（続き）

名称	外観	送水能力
相浦ポンプ場 (西部処理区)		5,616 m³/日

2-2 中継ポンプ場（小規模ポンプ場）

①コンパクト型ポンプ場

ポンプ設備以外の機器を、最小限に減らした比較的小規模のポンプ場です。

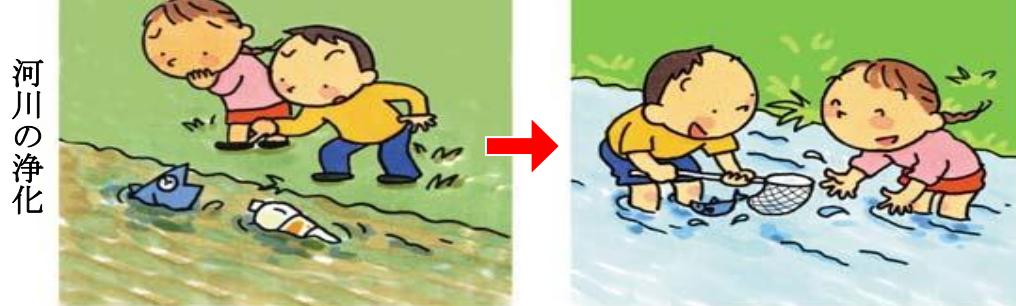
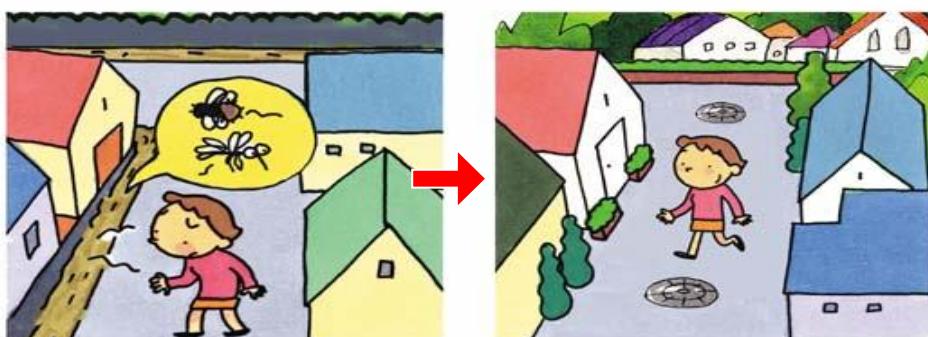
処理区	名称
中部処理区	クレールの丘2号中継ポンプ場
針尾処理区	中継ポンプ場4箇所

②マンホール形式ポンプ場

下水を送水するために必要なポンプ設備のみを持った、最も小規模なポンプ場です。

処理区	箇所数
中部処理区	50箇所
西部処理区	28箇所
江迎処理区	12箇所

下水道の整備で快適なくらし





2.4.1.1 資料編(事業部編・下水道)



3 水洗化の普及促進

公共下水道が整備され、使用可能となった処理区域内では、遅滞なく公共下水道へ下水を排除するため、くみ取り便所を水洗便所に改造するなど、排水設備の設置が下水道法等によって義務付けられています。

本市においては、水洗化の促進を図るため、公共下水道の整備と同時に排水設備の設置を促すことはもとより、水洗化期限（公共下水道の整備から3年以内）の到来した未水洗家屋等に対し、戸別訪問による指導を行っているほか、下水道について市民の関心と理解を深めてもらうため、あらゆる機会を利用してPRを行う等、普及促進に努めています。

4 排水設備普及状況

区分		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
戸数	①処理区域内戸数 (戸)	中部	64,810	64,730	64,667	
		西部	7,528	7,738	7,922	
		針尾	357	371	383	
		江迎	1,606	1,588	1,579	
		計(A)	74,301	74,427	74,551	
	②水洗化戸数 (戸)	中部	60,468	60,588	60,618	
		西部	6,106	6,326	6,648	
		針尾	357	371	383	
		江迎	1,292	1,282	1,284	
		計(B)	68,223	68,567	68,933	
人口	③行政区域内人口(人) (C)		243,997	240,871	237,686	
	④処理区域内人口 (人)	中部	126,678	125,696	124,326	
		西部	15,623	15,817	15,866	
		針尾	607	634	630	
		江迎	3,410	3,328	3,271	
		計(D)	146,318	145,475	144,093	
	⑤水洗化人口 (人)	中部	118,314	117,872	116,804	
		西部	12,881	13,105	13,479	
		針尾	607	634	630	
		江迎	2,788	2,728	2,691	
		計	134,590	134,339	133,604	
⑥普及率(%) (D/C)			60.0	60.4	60.6	
⑦水洗化率(%) (B/A)			91.8	92.1	92.5	



2.4.1.2 資料編(事業部編・再生水)

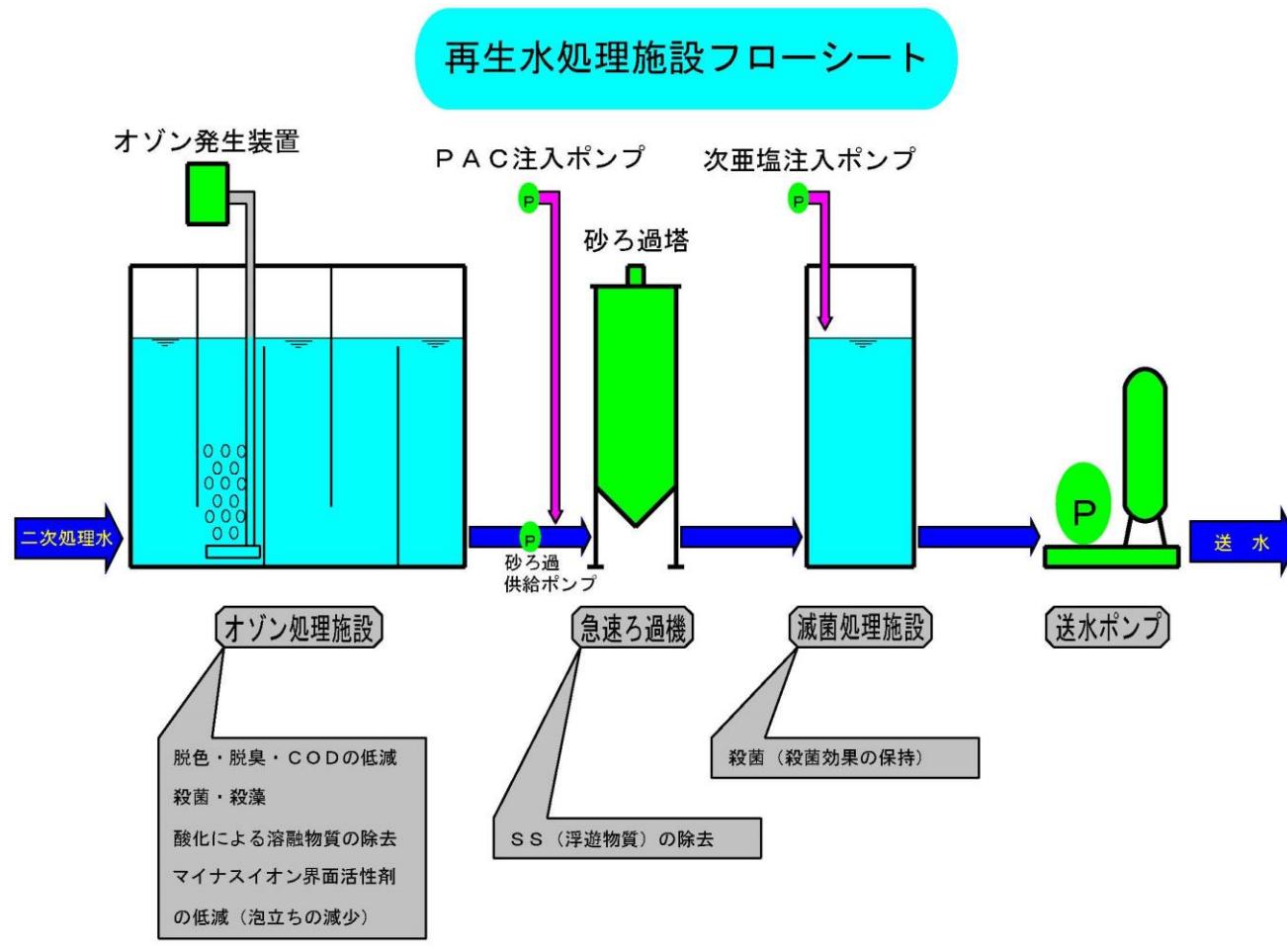


1 再生水の利用

循環型社会の形成という面から、下水処理水の再利用を促進し、再生水として水の有効利用を進めています。再生水は佐世保駅周辺やハウステンボス周辺に供給しています。

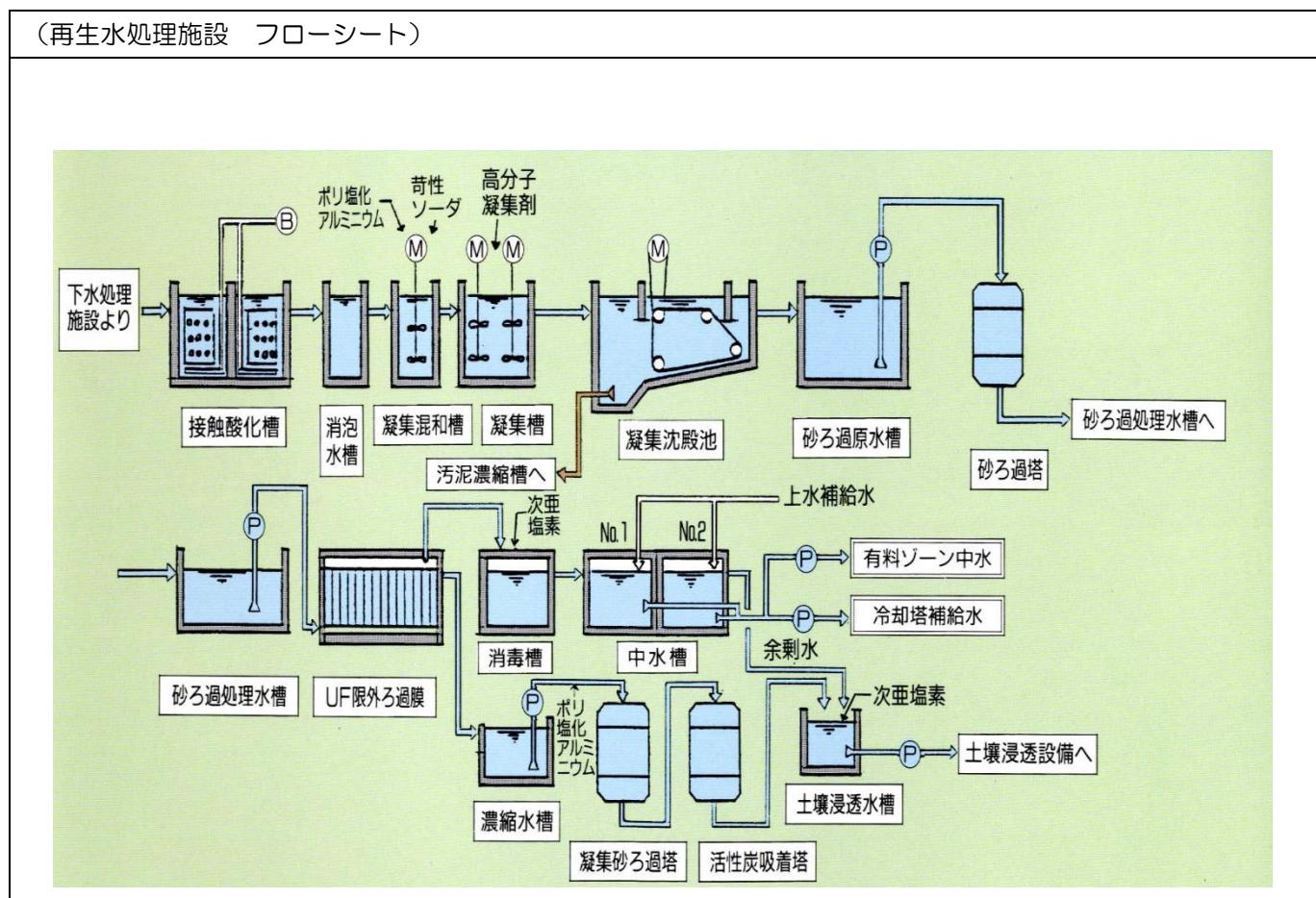
名称	外観	施設内部	処理能力
再生水処理施設 (中部下水処理場)			500 m³/日

(再生水処理施設 フローシート)



2.4.1.2 資料編(事業部編・再生水)

名称	外観	施設内部	処理能力
再生水処理施設 (針尾下水処理場)			3,400 m³/日



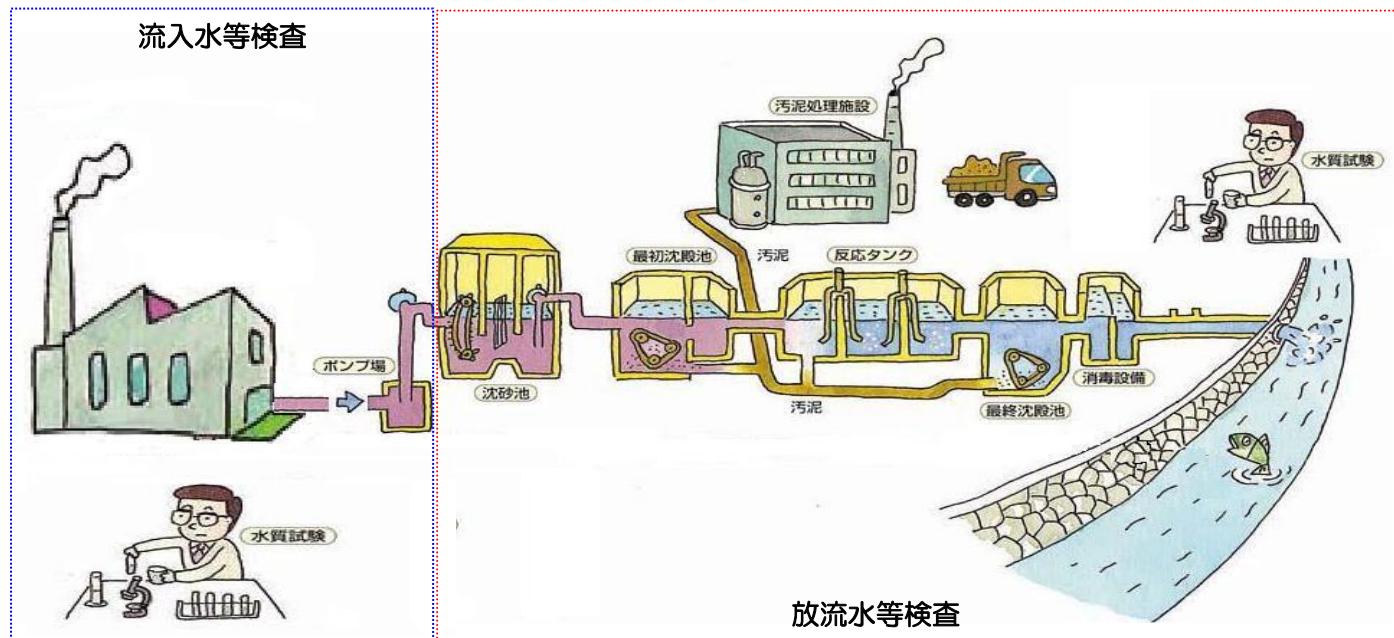


2.4.1.3 資料編(事業部編・水質)



水道局では、各家庭や事業所から排出された下水を、市内4か所の下水処理場で処理しています。

下水処理場への流入水と下水処理場から公共用水域への放流水、および下水処理工程を管理するために水質検査・汚泥検査をおこなっています。



流入水は微生物を利用した活性汚泥法により適切に処理しています。

放流水は法律で水質基準が定められており、定期的な検査を行って周辺環境の水質保全に努めています。

令和4年度 中部下水処理場放流水の水質検査実績（年間平均値）

項目	放流水	放流基準（単位）
pH（水素イオン濃度）	7.2	5.8~8.6
SS（浮遊物質量）	3	40 (mg/ℓ)
BOD（生物化学的酸素要求量）	3.1	15 (mg/ℓ)
T-N 全窒素	26	60 (mg/ℓ) (日間平均)
T-P 全りん	0.9	8 (mg/ℓ) (日間平均)
大腸菌群数	100未満	3,000 (個/c m ³)

※上記表上の各項目はどれも水の汚れ具合を表すもので、pHを除いて、値が低いほど水がきれいであると言えます。

また、再生水についても佐世保市再生水事業実施要綱により水質基準が定められており、水質基準に適合しているか検査を行っています。



2.4.2.1 資料編(経営管理部編・使用料及び負担金)



1 (2か月料金)

※下記料金表により算出した額に別途消費税等を加算

種別	基本 使用 料		超過 使用 料 (1 m ³ につき)	
	基本 排除汚水量	金額	排除汚水量	金額
一般汚水	20 m ³ まで	1,856 円	20 m ³ を超え 40 m ³ まで	131 円
	ただし、 排除汚水量が 10 m ³ 以下の場合は、 1,426 円となります。		40 m ³ を超え 100 m ³ まで	160 円
			100 m ³ を超え 200 m ³ まで	202 円
			200 m ³ を超えるもの	227 円
公衆浴場汚水	1 m ³ につき			5 円

算出方法(例) 2か月で 50 m³ 使用した場合(消費税込み)

$$(\underline{1,856 \text{ 円}} + \underline{(20 \text{ m}^3 \times 131 \text{ 円})} + \underline{(10 \text{ m}^3 \times 160 \text{ 円})}) \times 1.1 = 6,683 \text{ 円}$$

(20 m³までの基本使用料) (超過使用料) (消費税の加算)

2 下水道事業受益者負担金制度

① 受益者負担金とは

衛生的で住みよい環境をつくるために
は、公共下水道の整備を急がなければな
りません。しかし、公共下水道を整備す
るためにには、多くの建設資金と長い年月
を要します。下水道施設は道路や公園の
ようにだれもが利用できるものではなく、
限られた区域の人しか利用できません。

この下水道を、市民のみなさんからい
ただく税金だけでつくったのではまだ整
備されていない区域に住んでいる方々にとって、大変不公平になります。そこで、公共下水道の整備によって
その利用を受ける区域の土地所有者などのみなさんに事業費の一部を負担していただき、下水道を一日も早
く整備しようというのが受益者負担金の制度です。

本市では、昭和37年度までに下水道施設の整備が完了した 102.08 ha 区域に対し、昭和38年度か
ら下水道受益者負担金の賦課徴収を開始しました。

現在は、昭和47年10月佐世保都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(47年条例第43号)に基
づいて負担していただいております。





2.4.2.1 資料編(経営管理部編・使用料及び負担金)



② 負担金の額および実績

(江迎負担区以外)

負担区の負担金の総額＝当該負担区×受益者の土地面積

負担区（主な地区）	1 m ² あたり 負担金	負担区（主な地区）	1 m ² あたり 負担金
第1負担区（旧市街地）	106円	第5負担区（もみじが丘・大塔地区）	460円
第2負担区（旧市街地の周辺地区）	161円	第6負担区（早岐・広田・船越地区）	465円
第3負担区（鹿子前地区）	310円	第7負担区（有福・相浦・日野地区等）	465円
第4負担区（天神・黒髪・日宇地区）	400円		

※負担金額の算定については、事業に要する経費を根拠としています。従って、負担金額は一律のものとして算定するのではなく、事業実施年度や地域の状況により、市内を幾つかの区域に分割し、それぞれの区域について負担金を決定するという方法をとっています。

(令和4年度賦課実績)

総地積	賦課地積	調定額
290,247 m ²	226,016 m ²	70,434,420円

(江迎負担区)

受益者が保管する市の水道メータ一口径に応じ、下表に定める額

水道メータ一口径	金額
20ミリメートル以下	100,000円
25ミリメートル	174,000円
30ミリメートル	275,000円
40ミリメートル	565,000円
50ミリメートル	988,000円
75ミリメートル以上	2,723,000円

(令和4年度賦課実績)

賦課件数	調定額
2件	120,000円



2.4.2.2 資料編(経営管理部編・財政)



佐世保市下水道事業損益計算書（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

当年度事業の経営成績を表したもののが損益計算書です。経営成績とは、結果として一年間にどのくらい利益を出したのか、損失が生じたのかを表現しています。

下水道事業収益（営業収益+営業外収益+特別利益）一下水道事業費用（営業費用+営業外費用+特別損失）

=利益（黒字）または 損失（赤字）

1 営業収益	円	円	円
（1）下水道使用料	2,050,345,653		
（2）雨水処理負担金	74,120,729		
（3）その他営業収益	41,370,309	2,165,836,691	
2 営業費用	円	円	円
（1）管渠費	294,784,526		
（2）ポンプ場費	142,100,001		
（3）処理場費	876,164,146		
（4）総係費	236,158,056		
（5）減価償却費	2,533,730,654		
（6）資産減耗費	10,337,698	4,093,275,081	
営業損失			1,927,438,390
3 営業外収益	円	円	円
（1）受取利息及び配当金	16,012		
（2）他会計補助金	1,360,060,363		
（3）長期前受金戻入	1,114,048,055		
（4）雑収益	143,606,259	2,617,730,689	
4 営業外費用	円	円	円
（1）負担金徴収事務費	26,666,640		
（2）支払利息及び企業債取扱諸費	420,830,971		
（3）雑支出	135,918,966	583,416,577	2,034,314,112
経常利益			106,875,722
5 特別利益	円	円	円
（1）過年度損益修正益	328,736		
（2）引当金戻入益	479,404	808,140	808,140
6 特別損失	円	円	円
過年度損益修正損	336,093	336,093	△336,093
当年度純利益			107,347,769
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			146,326,561
当年度未処分利益剰余金			253,674,330



2.4.2.2 資料編(経営管理部編・財政)



佐世保市下水道事業損益計算書（令和2年度～令和4年度）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	金額（円）	構成比率（%）	金額（円）	構成比率（%）	金額（円）	構成比率（%）
下水道事業収益	4,703,848,078	100.0	4,852,843,668	100.0	4,784,375,520	100.0
営業収益	2,136,559,846	45.4	2,147,023,596	44.2	2,165,836,691	45.3
下水道使用料	2,021,926,042	43.0	2,040,089,187	42.0	2,050,345,653	42.9
雨水処理負担金	76,274,128	1.6	73,967,609	1.5	74,120,729	1.5
その他営業収益	38,359,676	0.8	32,966,800	0.7	41,370,309	0.9
営業外収益	2,567,097,257	54.6	2,705,820,072	55.8	2,617,730,689	54.7
受取利息及び配当金	608	0.0	1,841	0.0	16,012	0.0
他会計補助金	1,375,711,710	29.3	1,392,307,196	28.7	1,360,060,363	28.4
長期前受金戻入	1,074,590,851	22.8	1,174,880,560	24.2	1,114,048,055	23.3
雑収益	116,794,088	2.5	138,630,475	2.9	143,606,259	3.0
特別利益	190,975	0.0	0	0.0	808,140	0.0
下水道事業費用	4,568,918,171	100.0	4,706,517,107	100.0	4,677,027,751	100.0
営業費用	3,964,361,466	86.8	4,105,427,081	87.2	4,093,275,081	87.5
管渠費	315,692,770	6.9	292,770,163	6.2	294,784,526	6.3
ポンプ場費	110,549,663	2.4	115,985,288	2.5	142,100,001	3.0
処理場費	827,159,120	18.1	816,038,265	17.3	876,164,146	18.7
総係費	243,457,812	5.3	240,994,982	5.1	236,158,056	5.1
減価償却費	2,464,704,241	54.0	2,493,678,443	53.0	2,533,730,654	54.2
資産減耗費	2,797,860	0.1	145,959,940	3.1	10,337,698	0.2
営業外費用	603,287,756	13.2	600,795,874	12.8	583,416,577	12.5
負担金徴収事務費	26,971,470	0.6	25,146,605	0.5	26,666,640	0.6
支払利息及び企業債取扱諸費	466,781,879	10.2	441,830,088	9.4	420,830,971	9.0
雑支出	109,534,407	2.4	133,819,181	2.9	135,918,966	2.9
特別損失	1,268,949	0.0	294,152	0.0	336,093	0.0
当年度純利益（△純損失）	134,929,907		146,326,561		107,347,769	



2.4.2.2 資料編(経営管理部編・財政)



佐世保市下水道事業貸借対照表（令和5年3月31日）

事業の財政状態（資金の外部調達（負債・資本）と、調達した資金の投資・運用状況（資産））を表す表です。

資 産 の 部		
1 固定資産	円	円
(1) 有形固定資産	77,468,759,248	
(2) 無形固定資産	2,093,500	
固定資産合計		77,470,852,748
2 流動資産	円	円
(1) 現金預金	3,575,468,083	
(2) 未収金	292,420,294	
流動資産合計		3,867,888,377
資産合計（1+2）		81,338,741,125
負 債 の 部		
3 固定負債	円	円
(1) 企業債	32,290,723,776	
(2) 他会計借入金	64,624,886	
(3) 引当金	257,141,180	
固定負債合計		32,612,489,842
4 流動負債	円	円
(1) 企業債	1,649,439,618	
(2) 未払金	890,873,853	
(3) 引当金	78,211,888	
(4) その他流動負債	27,149,770	
流動負債合計		2,645,675,129
5 繰延収益	円	円
(1) 長期前受金	57,396,557,285	
収益化累計額	△26,896,946,303	
繰延収益合計		30,499,610,982
負債合計（3+4+5）		65,757,775,953



2.4.2.2 資料編(経営管理部編・財政)



資 本 の 部		
6 資本金	円	円
(1) 資本金	14,661,120,862	
資本金合計		14,661,120,862
7 剰余金	円	円
(1) 資本剰余金	666,169,980	
(2) 利益剰余金	253,674,330	
剰余金合計		919,844,310
資本合計 (6 + 7)		15,580,965,172
負債資本合計 (3 + 4 + 5 + 6 + 7)		81,338,741,125

資産合計 (81,338,741,125) = 負債資本合計 (81,338,741,125) となることからバランスシートといいます。



2.4.3 下水道事業業務実績



項目	年度	R 2	R 3	R 4
人 口 (人)		243,997	240,871	237,686
処理区域内人口(人)		146,318	145,475	144,093
普及率(%)		60.0	60.4	60.6
全体計画面積(ha)		4,968.0	4,968.0	4,968.0
整備済面積(ha)		3,283.2	3,317.4	3,356.8
面整備率(%)		66.1	66.8	67.6
処理区域内戸数(戸)		74,301	74,427	74,551
水洗化戸数(戸)		68,223	68,567	68,933
水洗化率(%)		91.8	92.1	92.5
有収排水量(m³)		13,984,099	14,021,228	14,013,355
污水管延長(m)		669,754	679,053	690,544
職員数(人)		71	70	71
処理原価(円)		247.86	250.06	252.33
うち維持管理費(円)		114.87	114.08	120.25
使用料単価(円)		144.59	145.50	146.31
年間下水道使用料(千円)		2,021,926	2,040,089	2,050,346

【用語説明】本資料中（下水道）の用語の意味を記載しております。

用語	内 容
人 口	佐世保市内の住民基本台帳の人口。
処理区域内人口	供用開始（下水道法第9条第2項）の公示がなされている区域の人口。
普及率	下水道が普及状況を示す指標のこと。人口に対する下水道を利用できる人口の割合。下水道普及率・下水道処理人口普及率ともいう。
全体計画面積	将来の地域の状況に対応した長期的な下水道整備計画面積。
整備済面積	排水区域+未供用箇所の管渠整備済み区域の面積。
面整備率	全体計画面積のうち、整備済み面積の率。（未供用面積を含む。）
処理区域内戸数	供用開始（下水道法第9条第2項）の公示がなされている区域の戸数。
水洗化戸数	処理区域内戸数のうち、水洗化を完了している戸数。
水洗化率	処理区域内戸数のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を処理しているものの割合。
污水管延長	污水管渠の整備済み延長。（未供用管渠含み、事業計画区域外の管渠を含まない。）
排水区域	公共下水道により下水を排除することができる地域で、第九条第一項の規定により公示された区域。（下水道法第2条7号）
処理区域	排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された区域。（下水道法第2条8号）

機構



3.1 機構図

(令和5年3月31日現在)

部	課及び準課	係
佐世保市水道事業及び下水道事業管理者	経営管理部	総務課 職員係
		財務課 調達係
	営業課	業務係 料金係 計量係
		水源対策・企画課 企画係
	事業部	水道維持課 維持第一係 維持第二係 東部管理係
		水道整備課 建設改良第一係 建設改良第二係
		水道施設課 水道設備係 施設管理係
		(準) 基幹施設建設室
		北部管理事務所 北部管理係
	下水道事業課	(準) 宇久営業所
		下水道普及促進係 下水道計画係 下水道建設第一係 下水道建設第二係 下水道維持係
		下水道施設課 下水道施設係
		水質管理センター 水道水質係 下水道水質係



3.2 事務分掌

課名	主な業務内容
総務課	局内の庶務に関すること 条例、規程等及び議案に関すること 財産管理に関すること 広報及び広聴に関すること 職員の身分、服務、勤務条件その他人事に関すること 職員の給与及び福利厚生に関すること 労務管理の統一に関すること
財務課	水道事業及び下水道事業の財政計画に関すること 水道事業及び下水道事業の予算及び決算に関すること 水道事業及び下水道事業の企業債及び補助金に関すること 物品の購入及び工事等の契約に関すること 指定給水装置工事事業者及び下水道排水設備指定工事店に関すること
営業課	水道料金、下水道使用料等の納入通知書発行に関すること 収入金全般の調定及び収納に関すること 電子計算業務に関すること 給排水使用及び廃止に関する諸願届の受付及び処理に関すること 料金の精算及び開閉栓に関すること 水道料金等の未納金の督促及び滞納整理、給水の停止処分に関すること 使用水量の計量及び認定に関すること メーターの管理、取替え、試験及び調査に関すること
水源対策・企画課	水道事業の認可及び水道水源の確保対策に関すること 企画調整に関すること 上下水道ビジョンの推進の統括に関すること 水道の総合計画及び建設改良計画に関すること 開発行為に関すること
水道維持課	給水装置の工事に伴う審査、検査に関すること 給水装置の構造、材質及び施工方法に関すること 開発行為の給水に関すること 給水装置及び送・配水管の維持管理に関すること 漏水防止に関すること 公営簡易水道施設の維持管理に関すること

3.2 事務分掌

課名	主な業務内容
水道整備課	送、配水管等の建設、改良及び移設工事の実施に係る計画、設計、施工、監督に関すること 管路情報に関すること 送、配水管等の改良及び移設工事の指導監督に関すること
水道施設課	取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水施設の建設、改良工事の実施、維持管理に関すること 水道施設の電気設備に関すること 水運用に関すること
基幹施設建設室(準課)	基幹施設の建設、改良工事等の実施にかかる計画、設計、施工、監督に関すること
北部管理事務所	給水装置の工事に伴う審査、検査に関すること 給水装置等の構造、材質及び施工方法に関すること 漏水防止に関すること 配・給水管の維持管理及び高部揚水に関すること 水源池、取水場及び浄水場の維持管理に関すること 導水管及び送水管の維持管理に関すること
宇久営業所(準課)	水道施設の維持管理に関すること 水道料金その他の収入金の収納に関すること
下水道事業課	下水道事業受益者負担金の賦課、収納及び滞納整理に関すること 下水道の普及及び私道等の公共下水道設置要望の事務処理に関すること 下水道の事業計画及び国庫補助事業申請の統括に関すること 開発行為に伴う下水道施設の審査及び指導監督に関すること 下水道管渠施設の設計、施工監督に関すること 下水処理場及びポンプ場施設増改築の土木建築工事に関すること 下水道管渠等の維持管理に関すること 排水設備及び除害施設に関すること 井戸水等の下水道放流水量の認定に関すること
下水道施設課	国庫補助事業の申請に関すること 処理施設の増改築計画に関すること 処理施設の建設改良等の設計、施工監督に関すること 処理施設の維持管理に関すること
水質管理センター	水道の水質管理に関すること 水道の水質の保持、改善及び研究に関すること 原水の適正な維持に関すること 下水道の水質管理に関すること 下水道の水質の保持、改善及び研究に関すること 除害施設管理の指導に関すること